

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方が、自分らしく安心して生活が送れるように、ご本人の財産や権利を保護し生活を支援する制度です。

ただ、正しい判断ができなくて、だまされて高額な買い物をしてしまう。

物忘れがひどくなり、お金の管理に自信がない。

一人暮らしで頼れる人もいない。認知症や病気になったときのこと
が不安です。

成年後見制度はどうやって利用するの？

障がいのある子の親なき後が心配。

離れて暮らす親が、福祉サービスの手続きや契約が、とどこおるようになった。

ご心配になったときは
まずはご相談ください



わのうちょうせいねんこうけんしえん
輪之内町成年後見支援センター

せいねん こうけん せい ど しゅるい ないよう
 ◎成年後見制度の種類と内容

しゅるい 種類	にんい こうけん せい ど 任意後見制度	ほうてい こうけん せい ど 法定後見制度		
		ほ じょ 補助	ほ さ 保佐	こう けん 後見
たいしょう しゃ 対象者	しょうらい そな がかた 将来に備える方	はんだんのうりよく 判断能力が ふじゅうぶん 不十分な方	はんだんのうりよく 判断能力が いちじる 著しく不十分な方	はんだんのうりよく 判断能力が か 欠けているのが つうじょう じょうたい 通常の状態の方
しえんないよう 支援内容	はんだんのうりよく 判断能力が あるうちに にんい こうけん にん 任意後見人を選定	いちぶ けいやく 一部の契約・ てつづきとう 手続等の どうい 同意・取消や代理	ざいさんじょう 財産上の じゅうよう けいやくとう 重要な契約等の同意 とりけし 取消や代理	すべての契約等の だいり 代理・取消 ※日常生活に かん 関する行為は除く
こうけん にん とう 後見人等 ひと になる人	じぶん えら ひと 自分で選んだ人を にんい こうけん にん 任意後見人にする ことができる	かてい さいばん しょ 家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、 ふくし かんけい 福祉関係の法人やその他の法人)		

にんい こうけん せい ど
 ◎任意後見制度



しょうらい はんだんのうりよく じゅうぶん 将来、判断能力が十分でなくなった場合に備えてあ
 らかじめ本人が選んだ人(任意後見人)に代わりにも
 らいたいことを決め、公正証書で契約(任意後見契約)
 をしておきます。

ほんにん はんだんのうりよく じゅうぶん 本人の判断能力が十分でなくなった時に、本人・配偶
 者・四親等以内の親族・任意後見人になる人が家庭裁判
 所に申立て、任意後見人を監督する人(任意後見監督
 人)が選出されてから、任意後見契約が始まります。

ほうてい こうけん せい ど
 ◎法定後見制度

にんちしょう ちてきしょう せいしんしょう 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能
 力が十分ではない方が不利益にならないよう、後見人を
 えら 選ぶ法律的に支援します。

かてい さいばん しょ 家庭裁判所が本人の判断能力に応じ、「補助人」、
 「保佐人」、「成年後見人」を選任します。なお、成年
 後見人等は、親族のほか弁護士、司法書士、社会福祉
 士、社会福祉協議会等の法人からも選任されます。



◎成年後見制度を利用するまでの流れ

任意後見制度

契約内容を決める

任意後見人になってくれる人を選び、お金の管理や生活について、代わりにしてもらいたいことなどを決めます。

公証役場で任意後見契約を結ぶ

公証人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を結びます。公正証書の内容は、東京法務局で登記されます。

- 公正証書作成の基本手数料
- 登記手数料
- 法務局に納付する印紙代



本人の判断能力の低下

判断能力の低下によって、あらかじめ結んでおいた任意後見契約について支援してもらう必要が生じます。

家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立て

- 申立書
- 本人の戸籍謄本
- 任意後見契約公正証書の写し
- 診断書

任意後見監督人選任

家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。

法定後見制度

資料準備

家庭裁判所で申立て一式を入手します。

申立て

書類を揃えたあと、本人の住所地の家庭裁判所に申立てます。

- 申立書
- 診断書
- 申立手数料
- 登記手数料 (収入印紙)
- 郵便切手
- 本人の戸籍謄本

調査・鑑定・審理

家庭裁判所の調査官が後見人の候補者にあたって事情を確認します。

また家庭裁判所が医師に精神鑑定を依頼する場合があります。(鑑定費用が別途必要)

審判

家庭裁判所が本人の類型と後見人を選任して、支援内容が決まります。

審判の確定

確定後、東京法務局で後見が登記されます。

せいねんこうけんせい と あ 成年後見制度についてのお問い合わせ

せいねんこうけんせい と りょう もうした そうだん 成年後見制度の利用や申立てについてのご相談

わのうちちようせいねんこうけんしえん ◎輪之内町成年後見支援センター

わのうちちようやくば ◇輪之内町役場

ばしょ わのうちちようよごう ばんち
場所：輪之内町四郷2530番地の1
でんわ
電話：0584-69-3128 (福祉課)

だいひょう
0584-69-3111 (代表)

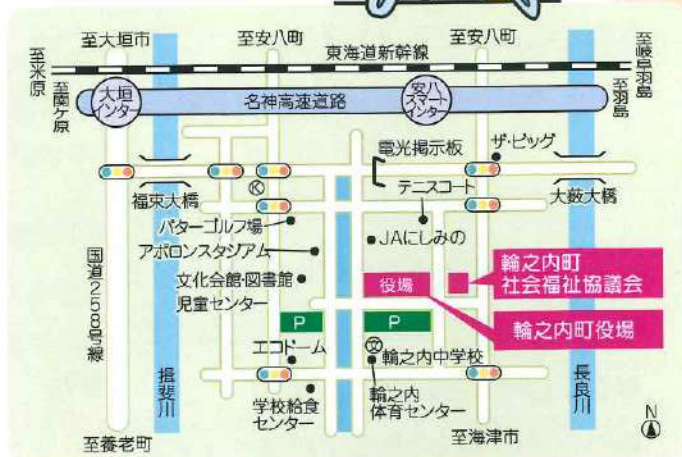
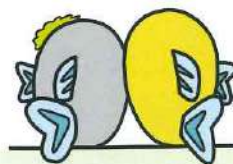
じかん
時間：午前8時30分～午後5時15分
どにち しゅくじつ ねんまつねんしのぞ
土日・祝日・年末年始除く

わのうちちようしゃかいふくしきょうぎかい ◇輪之内町社会福祉協議会

ばしょ わのうちちようよごう ばんち
場所：輪之内町四郷2537番地の1

でんわ
電話：0584-69-4433

じかん
時間：午前8時30分～午後5時15分
どにち しゅくじつ ねんまつねんしのぞ
土日・祝日・年末年始除く



ほうてき こま と き と あ 法的トラブルで困った時のお問い合わせ

にほんしほうしえん ほう ◇日本司法支援センター（法テラス）

(おなやみなし)
☎0570-078374 (ナビダイヤル)

☎03-6745-5600 (IP電話からは)

<https://www.houterasu.or.jp/>



にんい こうけんけいやく 任意後見契約について

にほんこうしやうにんれんごうかい ぜんこくこうしやうやくば ◇日本公証人連合会または全国公証役場

☎03-3502-8050

<http://www.koshonin.gr.jp/>

おおがきこうしやうやくば
大垣公証役場

☎0584-78-6184



せいねんこうけんとうき かん しんせいとう 成年後見登記に関する申請等について

ほうむしやう ◇法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/>



せいねんこうけんせい と もうした てつづ あんない 成年後見制度の申立てや手続きのご案内

さいばんしよ こうけん ◇裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>

ぎふかていさいばんしよ おおがきしふ
岐阜家庭裁判所大垣支部

☎0584-78-6184

